

V(Z)01-01

宮警本規第1616号

平成5年10月7日

県本部各部課長  
殿下  
県下各警察署長

宮城県警察本部長

車両等に取り付ける電光式広告器の道路使用許可取扱いについて(通達)  
車両等に取り付ける電光式広告器の道路交通法(昭和35年法律第105号)上の道路使用許可の取扱いについては、「車両等に取り付ける電光式広告器の道路使用許可取扱いについて(通達)」(昭和52年12月13日付け宮警本規第2548号)により道路使用の許可を要する行為として取り扱ってきたところであるが、近年、発光体にLEDを使用した電光式広告器や大型テレビを搭載した広告専用車が出現するなど、広告手法等が変化してきたことにかんがみ、許可を要する行為に関する判断基準を見直し、電光式広告器の道路使用許可の取扱いについては、今後、下記によることとしたので、その運用について遺憾のないようにされたい。

なお、「車両等に取り付ける電光式広告器の道路使用許可取扱いについて(通達)」(昭和52年12月13日付け宮警本規第2548号)は廃止する。

#### 記

##### 1 要許可行為か否かの判断基準

車両等に電光式広告器を取り付けて通行する行為のすべてが道路使用許可の対象となるものではなく、当該行為が「著しく人目をひく車両装飾」に当

たるか否かによって、許可の要否を判断するものであり、当該電光式広告器の形状、他の装飾等の併用の有無、表示内容等のほか、申請時における文化、風俗、科学技術の水準等を勘案し、総合的に判断しなければならないことから、当該行為に係る道路使用許可の要否の判断は、別添1の基準に基づき行うものとする。

## 2 許可の可否の判断基準

前記1により、道路使用の要許可行為と認められた場合は、道路交通法第77条第2項各号に基づき許可の可否を判断することとなるが、その判断は、別添2の基準に基づき行うものとする。

## 別添1

### 要許可行為か否かの判断基準

車両等に取り付けようとする電光式広告器の形状、取付け方法、表示内容等が、次に掲げる各号の1に該当する場合は、要許可行為として取り扱うものとする。

1 当該電光式広告器の形状、機能等が次のいずれかに該当する場合

- (1) 電光式広告器自体が動物その他のものをかたちどったもの
- (2) ネオンサイン、花等他の装飾を併用したもの
- (3) 表示画面の面積が0.45平方メートルを超えるもの
- (4) 静止画面でないもの

(画面に表示された文字、絵等がスクロールしたり点滅するもの及び表示内容が頻繁に切り替わるもの)

2 車両等の側面、後面いずれか1つの面に2以上の電光式広告器を取り付ける場合(原動機付自転車及び自動二輪車の場合は、面に関係なく2以上の電光式広告器を取り付ける場合)

3 専ら広告、宣伝の用に供するための車両等に取り付ける場合

4 表示内容が、一見して理解できないようなもの又は著しく興味若しくは好奇心を生じさせるようなものである場合

注) 表示内容が、一見して理解できないようなもの又は著しく興味若しくは好奇心を生じさせるようなものとは

- 長文
- クイズ
- 性的好奇心をあおるような文章又は絵

等をいう。

## 別添2

### 許可の可否の判断基準

当該電光式広告器を車両等に取り付けて走行する行為が、道路運送車両の保安基準、屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号）その他の法令に抵触せず、かつ、次に掲げる各号のすべてを満たす場合に限りこれを許可するものとする。

ただし、祭礼行事の一環として極めて限定された日時及び区域（路線）で用いられるような場合には、この基準によることなく許可することができる。

- 1 ネオンサイン等の電飾を併用したものである場合は、これが点滅するようなものでないこと
- 2 画面に表示された文字、絵等が走行中にスクロール若しくは点滅し、又は頻繁に切り替わるものでないこと
- 3 表示内容が一見して理解できないようなもの又は著しく興味若しくは好奇心を生じさせるようなものでないこと